理研計器株式会社定款

第１章　総　則

（商号）

第１条　当会社は、理研計器株式会社と称する。

英文では、ＲＩＫＥＮ　ＫＥＩＫＩ　ＣＯ.，ＬＴＤ．と称する。

（目的）

第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．公害、医療、放射線等の計測機器、同付属品等の製造および売買ならびに輸出入

２．防災保安機器、同付属品等の製造および売買ならびに輸出入

３．電子応用機器の製造および売買ならびに輸出入

４．精密機械、光学機械の製造および売買ならびに輸出入

５．毒物および劇物の売買ならびに輸出入

６．前各号に掲げた製品の賃貸

７．前各号に掲げた中古品の買取、販売ならびに賃貸

８．建設工事の設計、施工ならびに請負

９．公害、医療、放射能、防災保安、光弾性に関する各種分析、測定、試験の受託ならびに診断、指導

10．前各号に付帯または関連する一切の業務

（本店）

第３条　当会社は、本店を東京都板橋区におく。

（機関）

第４条　当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関をおく。

１．取締役会

２．監査等委員会

３．会計監査人

（公告方法）

第５条　当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、９，４００万株とする。

（単元株式数）

第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（単元未満株式についての権利）

第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

１．会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

２．会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

３．株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

４．次条に定める請求をする権利

（単元未満株式の買増し）

第９条　当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。

（株主名簿管理人）

第１０条　当会社は、株主名簿管理人をおく。

②　株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。

③　当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）

第１１条　当会社の株式ならびに新株予約権に関する取扱手続きは、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第３章　株主総会

（総会の招集）

第１２条　定時株主総会は、毎年６月に招集し、臨時株主総会は、必要があるときこれを招集する。

②　株主総会は、法令に別段の定めのある場合を除く他は、取締役社長がこれを招集する。

取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（定時株主総会の基準日）

第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（議長）

第１４条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに任ずる。取締役社長に事故ある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

（電子提供措置等）

第１５条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

②　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

（決議の方法）

第１６条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもってこれを行う。

（議決権の代理行使）

第１７条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名に限りこれを代理人としてその議決権の行使を委任することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

第４章　取締役および取締役会ならびに監査等委員会

（員数）

第１８条　当会社の監査等委員である取締役以外の取締役は、８名以内とする。

②　当会社の監査等委員である取締役は、５名以内とする。

（選任）

第１９条　取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その過半数をもってこれを行う。

③　取締役選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２０条　取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする

③　任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（取締役会の招集）

第２１条　取締役会は、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集する。取締役会長または取締役社長に事故ある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

②　取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

③　取締役全員の同意があるときは招集の手続きを省略することができる。

④　第１項の規定にかかわらず、監査等委員会が選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。

（監査等委員会の招集）

第２２条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の３日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。

②　監査等委員全員の同意があるときは招集の手続きを省略することができる。

（取締役への業務執行の決定の委任）

第２３条　当会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会規則）

第２４条　取締役会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

（監査等委員会規則）

第２５条　監査等委員会に関しては、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

（取締役会の決議の省略）

第２６条　当会社は、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（代表取締役および役付取締役）

第２７条　取締役会は、その決議により、代表取締役を若干名選定する。

②　取締役会は、その決議により、取締役社長を１名選定し、その他必要に応じて役付取締役を若干名選定することができる。

③　取締役社長は、取締役会の決議を執行し、会社業務の全般を統轄する。

（報酬等）

第２８条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

（取締役の責任免除）

第２９条　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

②　当会社は、会社法第４２７条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第４２３条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第５章　会計監査人

（選任）

第３０条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）

第３１条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

（報酬等）

第３２条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得てこれを定める。

第６章　計　算

（事業年度）

第３３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までとする。

（剰余金の配当等）

第３４条　当会社は、剰余金の配当等会社第４５９条１項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

（剰余金の配当の基準日）

第３５条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

②　当会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

③　前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第３６条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過し受領されない時は、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

②　前項の金銭には利息を付けない。

附　則

第１条　　当会社は、会社法第４２６条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第４２３条第１項の監査役であった者の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。

昭和１４年　３月２３日　制定
昭和１５年　６月　６日　変更
昭和１７年　４月　２日　変更
昭和１７年１２月２４日　変更
昭和２１年　７月１１日　変更
昭和２１年　８月　５日　変更
昭和２１年１２月１０日　変更
昭和２２年　２月１５日　変更
昭和２４年　２月２２日　変更
昭和２４年　４月３０日　変更
昭和２４年　８月１１日　変更
昭和２６年１２月２８日　変更
昭和３２年１２月　５日　変更
昭和３４年１２月１５日　変更
昭和３６年１２月　５日　変更
昭和３９年　６月　５日　変更
昭和４５年１１月２８日　変更
昭和４６年　５月２９日　変更
昭和５０年　５月２９日　変更

昭和５４年　６月２９日　変更
昭和５６年　６月２９日　変更
昭和５７年　６月２９日　変更
昭和６０年　６月２８日　変更
昭和６１年　６月２７日　変更
平成　２年　６月２８日　変更
平成　３年　６月２７日　変更
平成　６年　６月２９日　変更
平成１０年　６月２６日　変更
平成１４年　６月２７日　変更
平成１５年　６月２７日　変更
平成１６年　６月２９日　変更
平成１７年　６月２９日　変更
平成１８年　１月１０日　変更
平成１８年　６月２９日　変更
平成２１年　６月２６日　変更
平成２２年　６月２９日　変更
平成２３年　６月２９日　変更
平成２７年　６月２６日　変更
平成３０年　６月２７日　変更
令和　４年　６月２８日　変更
令和　５年　６月２８日　変更